明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一）　二

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）　六

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**二）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**二）

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**一）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**三四～四一）　六

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**七）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**八）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（**同**九）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一〇）　八

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一一）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一二～一四）　九

○セイヨウオオマルハナバチ等の防除に関する件の一部を改正する件（**環境**一）　一〇

○道路に関する件（**北海道開発局**一～六）　一二

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府

〔叙位・叙勲〕　二

〔褒　賞〕　三

〔皇室事項〕　三

〔公　告〕　三

諸事項

**官庁**

押収物還付公告の取消、押収物還付、特定保険募集人の所在の確知等、国営今金南土地改良事業計画の変更関係　三

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一三

**会社その他**　一三

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一号）（経済産業省）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成三一年四月一日とすることとした。

**◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二号）（経済産業省）

一　特許法施行令の一部改正関係

1　特許法第一〇九条の二第一項の規定に基づく特許料の軽減の対象となる者として、資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者を定めることとした。（第一〇条関係）

2　特許法第一〇九条の二第一項の規定に基づく特許料の軽減の申請手続及び軽減率を定めることとした。（第一一条第二項及び第一二条第三項～第五項関係）

二　特許法等関係手数料令の一部改正関係

1　出願審査の請求の手数料（以下「審査請求料」という。）の引上げを行うこととした。（第一条第二項の表第九号関係）

2　特許法第一九五条の二の二の規定に基づく審査請求料の軽減の申請手続及び軽減率を定めることとした。（第一条の三第二項及び第一条の四第三項～第五項関係）

三　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正関係

1　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「国際出願法」という。）第一八条の二の規定に基づく手数料の軽減の対象となる者を、特許法施行令第一〇条各号のいずれかに該当する者と定めることとした。（第三条関係）